

よくあるご質問(道路占用)

目次

- Q1 北広島市の道路占用制度が適用される道路は、どのような道路ですか？
- Q2 許可を受けずに道路占用した場合、罰則等がありますか？
- Q3 道路占用物件の維持管理は、誰が行うのですか？
- Q4 申請時に必要なのは、どのような書類ですか？
- Q5 許可までに要する期間は、どの程度ですか？
- Q6 許可決定の連絡はありますか？
- Q7 許可書を郵送することは可能ですか？
- Q8 許可されるのは、どのような占用物件ですか？
- Q9 掘削箇所を一時的に仮復旧したいのですが。
- Q10 冬期間 (概ね12月1日から翌年の3月31日までの間)に占用工事を行いたいのですが。
- Q11 占用料が免除するのは、どのような占用物件ですか？
- Q12 占用料は、どのように納付すれば良いですか？

Q1 北広島市の道路占用制度が適用される道路は、どのような道路ですか？

A 道路法に基づいて市が管理する道路(市道)です。国が管理する道路(国道)や北海道が管理する道路(道道)には適用されません。

Q2 許可を受けずに道路占用した場合、罰則等がありますか？

A 許可を受けずに占用した場合に、懲役刑又は罰金刑に処されることがありますので、必ず正規な申請手続きを経て、許可を受けるようにしてください。

Q3 道路占用物件の維持管理は、誰が行うのですか？

A 道路占用物件の維持管理は、道路占用許可を受けた者が行わなければなりません。

道路占用許可を受けた者を、一般的に「占有者」といい、占有者は、その占有期間中、法令及び許可条件等を遵守し、占有物件を適正に管理しなければなりません。

また、占有に起因して他に損害又は紛争を生じさせたときは、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、占有者の責任において処理しなければなりません。

Q4 申請時に必要なのは、どのような書類ですか？

A 道路占用許可申請書及び各種添付書類が必要です。また公文書の取扱い管理上、厚別警察署宛での道路使用許可の申請書も併せて提出していただいております。

申請書は、市役所のホームページからダウンロードできます。詳しくは土木事務所にご相談ください。

Q5 許可までに要する期間は、どの程度ですか？

A 道路占用許可申請の標準処理期間は、原則として申請を受理した日から14日以内(閉庁日を除く)となっております。お急ぎの場合は土木事務所にご相談ください。

Q6 許可決定の連絡はありますか？

A 原則として許可決定の連絡は致しません。お手数ですが土木事務所に電話等で処理状況をご確認ください。

Q7 許可書を郵送することは可能ですか？

A 道路占用許可書の郵送をご希望の場合は、必要分の切手を貼付した返信用の封筒を、土木事務所に提出してください。

Q8 許可されるのは、どのような占用物件ですか？

A 道路法の規定に基づく占用物件であり、かつ、当市の許可基準を満たす場合、許可いたします。詳しくは土木事務所にご相談ください。

Q9 掘削箇所を一時的に仮復旧したいのですが。

A 仮復旧処理は加熱合材や防滑処理を施した敷鉄板等の、安易に剥離することのない素材で行ってください。また仮復旧箇所は工事が完了したとみなされないため、道路管理者が引き継ぐことはできませんので、占有者が日常的に維持管理する必要があります。

Q10 冬期間(概ね12月1日から翌年の3月31日までの間)に占用工事を行いたいのですが。

A 冬期間の占用工事は、当市の除排雪への支障や舗装状態の悪化等の問題が発生しやすいため、極力ご遠慮ください。やむを得ず施工する場合、工事箇所及び占用工事により市が行う道路の除排雪が困難になる区間は、工事の期間中、占有者の責任において除排雪を行わなければなりません。

Q11 占用料が免除される物件は、どのような占有物件ですか？

A 占用料が全額免除される物件は、当市では主に次のとおり定めています。それ以外はほぼ全て有料となります。詳しくは土木事務所にご相談ください。

- ・地方公共団体、公営企業が設ける物件
- ・街灯(防犯灯)、ロードヒーティングユニット、ベンチ、花壇(プランター)
- ・公益事業者が設ける引込線、引込管
- ・市の協力が得られているイベントの物件
- ・公益性が高く、市の方針に沿った目的を持った物件

Q12 占用料は、どのように納付すれば良いですか？

A 占有者に納付書をお渡ししますので、必ず納期限までにお近くの指定金融機関で納付してください。

【お問い合わせ】

建設部土木事務所維持管理スタッフ 道路占有許可担当

電話 011-372-3311 内線 6102